

エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局の募集について (公募要領)

平成 27 年 10 月

環境省 地球環境局 総務課 低炭素社会推進室

環境省では、業務部門における地球温暖化対策を推進するため、エコチューニングビジネスモデルの確立に向けた検討を進めております。

この「エコチューニング」とは、「低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと」です。

「エコチューニングビジネスモデル確立事業」(平成 26 年度から実施。28 年度終了予定)では、業務用等建築物を対象に、エコチューニングの能力を有する技術者を育成し、これを実践するとともに、普及の基盤となる資格・認定制度を創設し、エコチューニングによって削減された光熱水費を、ビルオーナーとエコチューニング事業者等で利益として分け合うビジネスモデルの確立に向けた検討を行っております。

このたび、エコチューニングビジネスモデル確立事業においてとりまとめたエコチューニング認定制度運営ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、普及の基盤となる資格・認定制度を運営する「エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局」を担う事業者を募集します。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領、ガイドラインに記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

1 総則

エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局（以下、「運営事務局」という。）の公募に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 運営事務局の公募の目的

我が国の業務部門における二酸化炭素排出量は、2013年度には1990年度比で約2倍（1億4,500万トン増）に増加しており、効果的な対策の導入が喫緊の課題となっている。

東日本大震災以降、全国的に取り組まれた節電対策の中には、快適性や生産性を確保しつつ省エネを進める取組も多く見られ、とりわけ業務用等建築物については、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備の適切な運用改善等により省エネ・CO₂削減を達成した事例も多く見られた。

このような取組が自立的・継続的に実施される環境を整えるため、環境省では平成26年度より「エコチューニングビジネスモデル確立事業」を実施している（28年度終了予定）。このエコチューニングとは、「低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと」としている。

この事業では、業務用等建築物を対象に、エコチューニングの能力を有する技術者を育成し、これを実践するとともに、普及の基盤となる資格・認定制度を創設し、エコチューニングによって削減された光熱水費を、ビルオーナーと管理会社等で利益として分け合うビジネスモデルの確立に向けた検討等を行っている。そして、業務用等建築物にエコチューニングを提案・実践できる「エコチューニング技術者」を育成・認定する資格試験を実施・運営し、また、エコチューニング技術者を有する「エコチューニング事業者」を審査・認定する事務局として、運営事務局を設置することとした。

そこで、運営事務局を公募・選定の上、適切な団体がエコチューニング技術者の資格制度や事業者の認定制度を円滑に運営することにより、エコチューニングビジネスモデルの普及に資することを目的とする。

3 運営事務局の実施事項

運営事務局の実施事項の内容は下記のとおりとする。（詳細は別添4のガイドラインを参照）

○エコチューニング事業者の認定に係る事項

- ・エコチューニング事業者の認定に関する規定類の作成
- ・認定を希望する事業者の募集

- ・認定を希望する事業者の審査の実施、エコチューニング事業者の認定 等

○エコチューニング技術者の認定に係る事項

※以下、第一種エコチューニング技術者、第二種エコチューニング技術者のそれぞれの認定に対して実施する事項とする。

- ・エコチューニング技術者の認定に関する規定類の作成
- ・資格試験受験者の募集
- ・資格試験受験者に対する講習等に関する事項
- ・試験問題等の作成
- ・資格試験の実施、エコチューニング技術者の認定
- ・更新研修の実施
- ・エコチューニング技術者認定後の継続的な育成に関する事項 等

なお、上記事項の実施に当たっては、「エコチューニングビジネスモデル確立事業 委託事務局（以下、「委託事務局」という）」と連携して行うこととする。委託事務局については、「エコチューニングビジネスモデル確立事業」の中で公募し、運営を行っている。

また、上記事項の実施開始時期については、運営事務局に選定された日から開始することとする。実施結果の報告については、実施の各年度の翌年度4月末日までに、エコチューニング事業者認定の実施状況・結果、認定状況、エコチューニング技術者の資格試験等の実施状況・結果、認定状況、講習・研修等の実施状況等を環境省に報告することとする。

4 対象事業者及び運営事務局に求められる条件

(1) 運営事務局に応募する者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- 一 エコチューニング認定制度運営事務局を運営するために必要な中立性及び公平性を確実に有している者
- 二 営利を目的としない法人又は任意団体（独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等）であって、次に掲げる要件を全て満たす者
 - イ 公益性の高い運営ができる者であること。
 - ロ 資格試験の運営に関する知見及び理解を有する者であること。
 - ハ 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
 - ホ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
 - ヘ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

(2) 運営事務局は、次の各号に掲げる条件を満たすものでなければならない。

- ① 制度の目的を理解し、継続して安定的に運営事務局の運営に取り組む意思があること。
- ② 個人情報の管理等を的確に遂行するに足るマネジメント能力を有すること。
- ③ 運営事務局の運営に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 運営事務局として役割を理解し、迅速に実施体制を構築すること。
- ⑤ 事業者認定制度、技術者資格制度及びその資格試験の運営方法を理解し、改善等を実施できること。
- ⑥ 認定を希望する事業者、技術者資格試験の受験者の募集計画等を自ら立案し実施できること。
- ⑦ 委託事務局と連携が取れること。
- ⑧ 運営事務局の運営にあたり、個人情報管理や消費者問題に対応することができること。
- ⑨ その他の苦情に対しても、窓口等を設置して、適切に対処できること。
- ⑩ 全国規模の資格試験実施体制を早期に構築し、資格試験を実施できること。
- ⑪ 事業者認定、資格試験や更新講習等により得られる資金を活用し、自立的運営ができること。
- ⑫ 公募説明会に参加した者であること。

5 公募期間

平成 27 年 10 月 8 日（木）から平成 27 年 10 月 22 日（木）17 時

6 説明会の開催

(1) 日時

平成 27 年 10 月 19 日（月）15 時～

(2) 場所

環境省 地球環境局 第 7 会議室

（東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 3 階）

7 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 3 階

環境省 地球環境局 総務課 低炭素社会推進室

FAX：03-3581-3348

E-mail : CHIKYU-TEITANSO@env.go.jp

(2) 受付方法

電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。（電話、来訪等による問合せには対応しない。）

(3) 受付期間

平成27年10月19日（月）までの平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

(4) 回答

平成27年10月20日（火）17時までに、説明会参加者に対して電子メール又はFAXにより行う。

8 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類（別添様式）

① 企画書（別添1「企画書作成事項」による）

② 経費内訳書

運営事務局を運営するために必要な経費（収入及び支出。収入については収入手段の内訳と根拠も記載すること）のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書（5年分）

③ 提出者の概要（団体概要等）が分かる資料

④ 直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書（団体設立時期の関係で2期分の決算書が存在しない場合は、直近期の試算表及び1期分の決算書などを提出）

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成27年10月22日（木）17時

② 企画書等の提出場所

7（1）に同じ

③ 提出部数

（1）の①～④を各6部

④ 提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る（提出期限必着）。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局の募集に係る企画書等 在中」と明記すること。提出期限までに提出先に

- 届かなかった企画書等は、無効とする。
- ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
- カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。
- キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ク 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、運営事務局になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、団体等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

9 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を必要に応じて開催する。開催する場合は、開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、有効な企画書等を提出した者のうち必要に応じて行う書面審査を通過したものに対して平成27年10月26日（月）17時までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、運営事務局の運営を行う場合における主たる実施責任者とする。

10 審査の実施

- (1) 審査は、「エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局公募に係る企画書審査の手順」（別添2）及び「エコチューニング推進センター 認定制度運営事務局公募に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添3）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、運営事務局として選定する。
- (2) 審査結果は、企画書提出者に遅滞なく通知する。

11 選定までの流れ

運営事務局を運営する事業者は、本公募要領に従って選定された法人等に対する通知により確定する。

1 2 選定、更新及び取り消し

運営事務局の選定期間は、本選定結果の通知日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。運営事務局は概ね 5 年ごとに更新を行うこととし、環境省における審査を経て、再度選定することとする。

また、業務内容の不足や経営状況の悪化等が認められた場合には、環境省の指導により改善を促すが、その状況が引き続き変わらない場合や選定された者が正当な理由により選定の取り消しを求めた場合は、必要に応じて運営事務局の選定を取り消すこととする。